

厚生労働省岩手労働局発表
令和3年11月12日（金）

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 八重樫 祐一
課長補佐 漣 磯 寿
（電話） 019-604-3007

「令和3年度 いわて年末年始無災害運動」を実施します

～岩手労働局長によるPR用のぼり旗の設置を行います～

岩手労働局（局長 ^{いなはら としひろ} 稲原 俊浩）は、年末年始の労働災害防止を目的に「令和3年度 いわて年末年始無災害運動」を、岩手労働災害防止団体連絡協議会と共催で実施します。

運動初日の令和3年12月1日には、この運動のPRのため、矢巾町流通センター南二丁目において、岩手労働局長を始め、岩手労働災害防止団体連絡協議会の役員等によるのぼり旗の設置セレモニーを行います。

のぼり旗設置セレモニー

1 日 時 令和3年12月1日（水）午前11時から

2 場 所 ・セレモニー

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

（紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9-1（岩手県トラック協会内））

・のぼり旗設置

主要地方道盛岡和賀線沿線の広宮沢公園前、岩手トラックターミナル前、岩手県トラック協会前

運動の主唱者：岩手労働局 岩手労働災害防止団体連絡協議会

運動の期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日

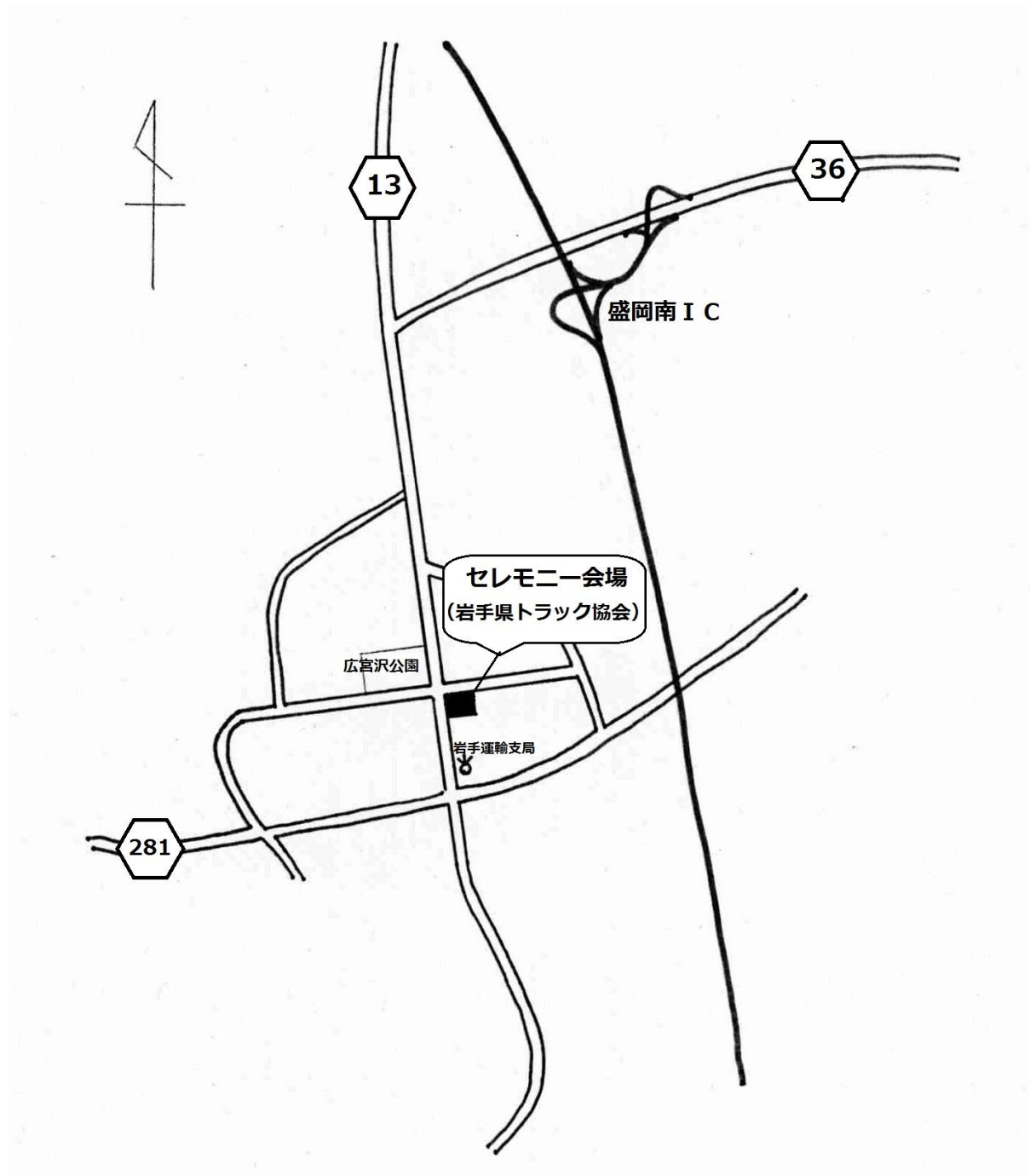
運動の趣旨：年末年始は、慌ただしさに加え、特に岩手県内では、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、運動期間中に発生する転倒災害では約6割、交通労働災害では約5割を占めています。

そのため、冬季における労働災害を防止することを目的として、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動して、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものです。

（詳細は別添の実施要綱のとおり）

実施期間中は、岩手労働局及び各労働基準監督署において、労働災害防止団体等と連携し安全パトロールなどを実施し、冬季特有災害防止の徹底について事業場に働きかけを行います。

セレモニー会場案内図



取材に当たっての留意事項について

取材時には、マスクの着用等の新型コロナウイルス感染防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

令和3年度 いわて年末年始無災害運動実施要綱

1 趣旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上之死傷者数(東日本大震災を直接原因とした災害は除く。)は、平成5年に2,000人を下回り、平成21年には1,201人まで減少した。平成22年からは5年連続して増加し、その後、平成28年にかけて減少したものの、それ以降は、増減を繰り返しながらも、緩やかな増加傾向が認められ、令和2年は前年と比較し19件、1.4%減少した。

しかしながら、本年においては、屋根からの雪下ろし中の墜落、凍結作業面による転倒及び凍結路面での車両のスリップ事故による死亡災害が発生し、また、冬季間の凍結、積雪に起因する転倒災害が増加したことにより労働災害は昨年を上回っている状況にある。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

特に、本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、実施期間中に発生する転倒災害では約6割、交通労働災害では約5割を占めていて、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「令和3年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全の重要性について、なお一層深く意識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」(①密閉空間、②密集空間、③密接空間)を避けることを徹底しつつ労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

2 実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月31日まで
(準備期間 令和3年11月1日から11月30日まで)

3 スローガン

「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

4 主唱者

岩手労働局、岩手労働災害防止団体連絡協議会

《岩手労働災害防止団体連絡協議会メンバー》

(公財) 岩手労働基準協会

建設業労働災害防止協会 岩手県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岩手県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部 岩手支部

(一社)日本砕石協会 岩手県支部

(公社)ボイラ・クレーン安全協会 岩手事務所

(公財)岩手県予防医学協会

(公社)建設荷役車両安全技術協会 岩手県支部

岩手県陸砂利工業組合

(独)労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター

5 協賛

岩手県商工会議所連合会
岩手県商工会連合会
岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

6 実施者

各事業場

7 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

ア 構成団体各支部等の地区連絡会議の開催等
イ 構成団体各会員への運動周知
ウ 構成団体各会員への労働災害発生状況の提供
エ 協賛団体、国の機関、地方公共団体等への協力要請
オ 報道機関等に対する広報の実施等
カ 安全パトロールの実施等事業場指導の実施
キ リスクアセスメント指針の周知

(2) 各事業場の実施事項

ア 冬季特有災害の防止
① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）
② 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
③ 雪降ろしの際の災害防止
④ 火災・火傷の防止
⑤ 一酸化炭素中毒の防止
⑥ 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
⑦ 作業時の保温・体操の実施
⑧ その他の冬季特有災害の防止
イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施
ウ 「安全決意宣言」の実施
エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日

〔準備期間：令和3年11月1日～令和3年11月30日〕



趣 旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上之死傷者数（東日本大震災を直接原因とした災害は除く。）は、平成5年に2,000人を下回り、平成21年には1,201人まで減少した。平成22年からは5年連続して増加し、その後、平成28年にかけて減少したものの、それ以降は、増減を繰り返しながらも、緩やかな増加傾向が認められ、令和2年は前年と比較し19件、1.4%減少した。

しかしながら、本年においては、屋根からの雪下ろし中の墜落、凍結作業面による転倒及び凍結路面での車両のスリップ事故による死亡災害が発生し、また、冬季間の凍結、積雪に起因する転倒災害が増加したことにより労働災害は昨年を上回っている状況にある。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

特に、本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、実施期間中に発生する転倒災害では約6割、交通労働災害では約5割を占めていて、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「令和3年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全の重要性について、なお一層深く意識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」（①密閉空間、②密集空間、③密接空間）を避けることを徹底しつつ労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

主唱者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：（公財）岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手支部／（一社）日本砕石協会岩手県支部／（公社）ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／（公財）岩手県予防医学協会／（公社）建設荷役車両安全技術協会岩手県支部／岩手県陸砂利工業組合／（独）労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協 賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- ☐ 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- ☐ 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- ☐ 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- ☐ 滑り難い靴等の着用徹底。
- ☐ 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- ☐ スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- ☐ 余裕を持った車両運行計画の作成。
- ☐ 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- ☐ 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- ☐ ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- ☐ 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけに黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- ☐ 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- ☐ 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- ☐ 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- ☐ 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- ☐ ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- ☐ 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- ☐ 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- ☐ 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- ☐ 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- ☐ 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- ☐ 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- ☐ 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- ☐ 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- ☐ 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- ☐ 雪崩による危険防止。
- ☐ 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- ☐ 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- ☐ 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

冬季の転倒災害を防止しよう！

（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

こんな場所等は
転倒災害防止への
注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

